

業者各位

アスベストの事前調査に係る調査者の資格等について（お知らせ）

建物の撤去工事等を行う際には、関係法令（※1）に基づきアスベストの事前調査を行う必要があります。

建築部においては、その調査をより適正かつ厳格に行うことを目的として、施工業者に対し、下記のとおり調査者の条件付けを行うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 アスベストの事前調査を行う者に求める資格等（以下のいずれか）
 - ① 特定建築物石綿含有建材調査者または建築物石綿含有建材調査者
（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）
 - ② 労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者（※2）のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者
 - ③ （一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- 2 対象工事
建築部が発注する工事のうち関係法令（※1）でアスベストの事前調査が義務付けられているもの。

- 3 適用時期
令和元年9月1日以降の公告案件から適用します。

※1：関係法令

- ・大気汚染防止法 第18条の17
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例 第40条の3
- ・石綿障害予防規則 第3条

※2：平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者を含む